

「新たな評価」の評価基準項目の位置付けについて

「新たな評価」の評価基準項目の位置付けについて

- 認証評価の大学評価基準では、「学修成果の適切な把握及び評価」及び「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み」に関する項目を定めることとされており、当該項目に基づく評価の結果、不適合の認定を受ける例がある。
- 上記の項目については、大学設置基準や学校教育法施行規則上には、規定はなく、現在、法令違反を問うことはできない。
- 今般の評価制度の見直しにおいては、学部ごとに学修成果の適切な把握と評価を重点的に評価し、一定の水準に達していない場合や、内部質保証体制の構築だけではなく、実際に十分に機能していることも質保証の観点から厳格に評価することとしており、その実効性を担保するためにも、勧告等の是正措置の対象として、法令違反を問えるようにする必要がある。

(参考)学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成十六年文部科学省令第七号)

(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 大学評価基準において、次に掲げる事項に係る項目が定められていること。
 - イ (略)
 - ロ 学修成果の適切な把握及び評価
- 三～六 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ハ (略)
 - ト 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - チ～リ (略)
 - 二～四 (略)
- 3 (略)

学部等ごとの「教育の質」に特化した評価基準・項目等

✓ 評価基準については、4つの評価の基本的な方針のもと、7つの評価基準、15の評価項目で整理する。

Ⅰ. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表		
評価基準①	評価項目a	⇒養成する人材像を適切に定め、共有、発信しているか
評価基準②	評価項目a	⇒学位授与方針を養成する人材像を踏まえ、定めているか
Ⅱ. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制		
評価基準①	評価項目a ～ 評価項目e	⇒学位授与方針と整合的な教育課程編成・実施方針の策定、 多面的な学修成果の評価 、適切な授業科目の開設、教員等の適切な配置、的確な入学受入れの方針と選抜方法の提示が行われているか
	評価項目a	⇒学修支援が適切に行われているか
評価基準②	評価項目b	⇒学修環境が適切に整備されているか
Ⅲ. 学生の学修成果の適切な把握と評価		
評価基準①	評価項目a ～ 評価項目c	⇒学修成果の適切な把握と多面的な評価が行われているか
評価基準②	評価項目	⇒人材養成の成果の社会に対する適切な発信が行われているか
Ⅳ. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善		
評価基準①	評価項目a	⇒教育改善のための適切な体制が構築されているか
	評価項目b	⇒ステークホルダーからの意見聴取と 教育改善への反映 を行っているか

質向上の視点

・ 教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか。

【判断のポイント】

①教育活動の取組状況

➤ 評価の基本的な方針Ⅰ～Ⅳに示す取組状況等を基に判断。

を挙げていることの説明を基に判断。
(教育成果を示す根拠例)

・ 多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果

間接評価（全国学生調査、振り返りシートの自己評価など）の結果

活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内進学率など）

根拠法令なし

根拠法令なし

質保証

各学部等の自己点検・評価書や根拠資料をもとに、各項目において**高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断**する。

質向上

各学部等の自己点検・評価書や根拠資料等をもとに**総合的に勘案して評価**する。

「新たな評価」を実施するに当たり、各高等教育機関・学部等は「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる資質・能力が

- ・ 現在の社会や地域のニーズに沿ったものになっているか
 - ・ 多面的な評価や社会での活躍を示すデータで可視化できるかたちになっているか
- という観点から改めて見直すことが求められる。

近年の認証評価における不適合の例について

○日本保健医療大学(日本高等教育評価機構 令和5年度評価)

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】 基準項目3-3を満たしていない。

〈理由〉 大学は国家試験の合格率を学修成果の指標として認識し、国家試験対策などを行っている。しかしこれらの取組みが、学修成果の点検・評価とその結果に基づく改善に十分に結びついておらず、機能していない。このような状況を踏まえ、(中略)アセスメントポリシーが制定された。しかし、このアセスメントポリシーに基づく学修成果の点検・評価及びその結果のフィードバックを行う体制が整備されておらず、実施もされていない。

○大阪行岡医療大学(日本高等教育評価機構 令和7年度評価)

基準2. 内部質保証

【評価】 基準2を満たしていない。

〈理由〉 内部質保証を行う組織として「自己点検・評価委員会」を設置し、各委員会から出された課題や、教員の授業アンケート、学生満足度調査、学生意見箱からの意見収集によって明らかになった課題をもとに、主に教育の質や学修環境改善のための方針が出されているものの、それら进行评估するアセスメント・ポリシーを明確にする必要があり、更にはIR機能の充実とともに、前回の認証評価以降実施されていない自己点検・評価を定期的に行い、公表することが求められる。学外関係者からの意見や要望の収集と分析は今後の課題であり、それらを大学の教育研究や運営に反映させるまでには至っていない。自己点検・評価の頻度や内容が十分ではなく、教員確保の課題をはじめとした大学の運営に関する中期目標の設定に資するものとなっていない。加えて、学則改正等における、法令・規則を遵守した適正な手続きについても早急な改善が求められる。

近年の認証評価における不適合の例について

○三育学院大学(日本高等教育評価機構 令和3年度評価)

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】 基準項目6-3を満たしていない。

〈理由〉ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、教務委員会が主導して、教育課程、成績評価、授業計画等に関する課題を検討し、教授会、運営委員会で審議し、決定する体制をとっており、アドミッション・ポリシーについては、運営委員会で検討している。三つのポリシーを起点としたアセスメント・ポリシーについては、作成中であるが、**大学全体の学修成果の点検・評価・分析・改善をする体制が確立できておらず、三つのポリシーを起点とした内部質保証のための体制を整備することが課題である。**また、各種規則の改正・整備・確認等ができておらず、その他法令にのっとりた対応も不十分であり、**PDCAサイクルが機能していない。**大学は、大学全体の諸活動について、点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、内部質保証の仕組みを機能させることが必要である。

教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み 関係